

広島県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

福山市山野町大字山野字米山五二五、五二七、五三二、五三八の一、五六〇の一、五六九の一、五八二、五八三、六四八の一、六五八の一、六七〇の一、六七〇の二、一〇二三一、一〇二六一の一、一〇二六一の二、一〇二六八の一、一〇二七九、一〇二八六、一〇二八八、一〇二八九、字サイノ下一五二六

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）